

# 北海道地球温暖化防止対策条例 (通称：ゼロカーボン北海道推進条例) の概要



北海道内の温室効果ガス排出量を  
2030年度までに**48%削減**  
2050年度までに**実質ゼロ**と  
持続可能で元気な北海道づくりを進める  
「ゼロカーボン北海道」  
の実現を目指します。

豊かで美しい自然環境を有するこの北の  
大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国の  
みならず、世界の地球温暖化防止対策に  
貢献していくため、令和5年3月条例を改  
正しました。

北海道経済部ゼロカーボン推進局



## ゼロカーボン北海道とは

条例では「温室効果ガスの排出量と森林等の吸収量の均衡が保たれ、環境の保全、経済の発展、道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道」と定義づけています。



ゼロカーボン北海道推進計画における北海道の削減目標  
2030年までに2013年度比で48%削減  
2050年までに道内の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成  
➡ ゼロカーボン北海道の実現を目指す

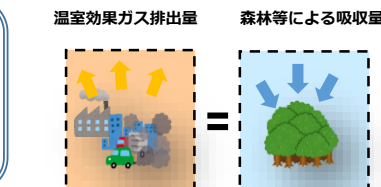


図 「実質ゼロ」のイメージ

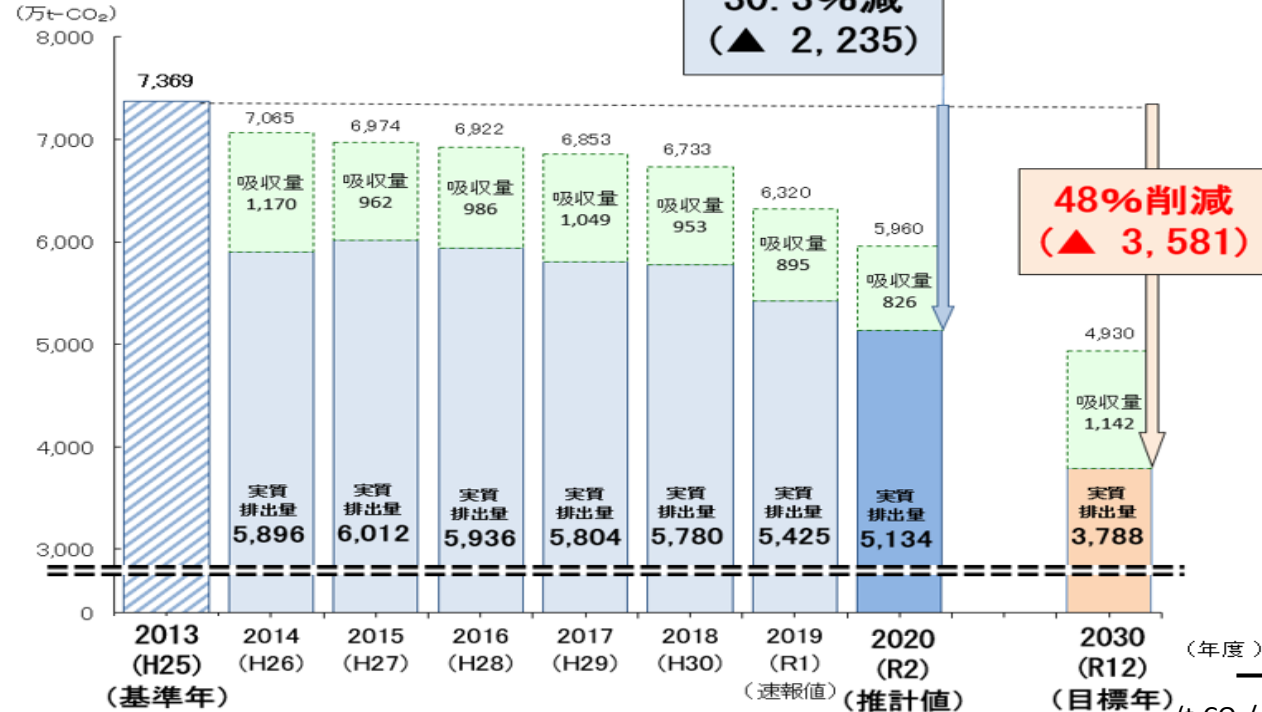
## 北海道地球温暖化防止対策条例の名称について

- 「北海道地球温暖化防止対策条例」は、世界が共通の目標として取り組んでいる地球温暖化防止対策を推進することを明確に示しており、引き続きこの名称を継続。
- +
- ゼロカーボン北海道の実現に向け、道民の皆様、事業者の方々などの各主体の方々が連携して推進することを分かりやすく示すことが必要。

目指す北海道の姿が、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた「ゼロカーボン北海道」であることを道民の方々と共有。  
⇒条例の通称：「ゼロカーボン北海道推進条例」

# 北海道の温室効果ガス排出量の現状

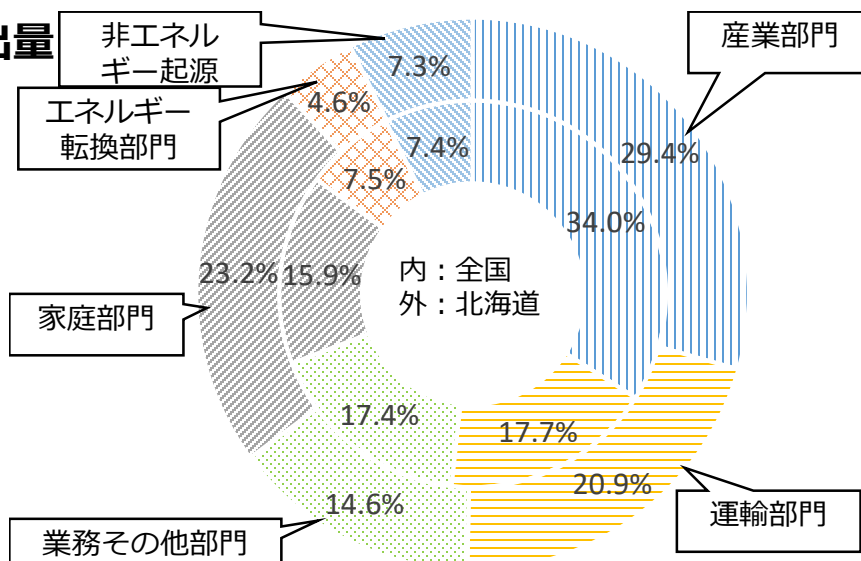
## 排出量の推移



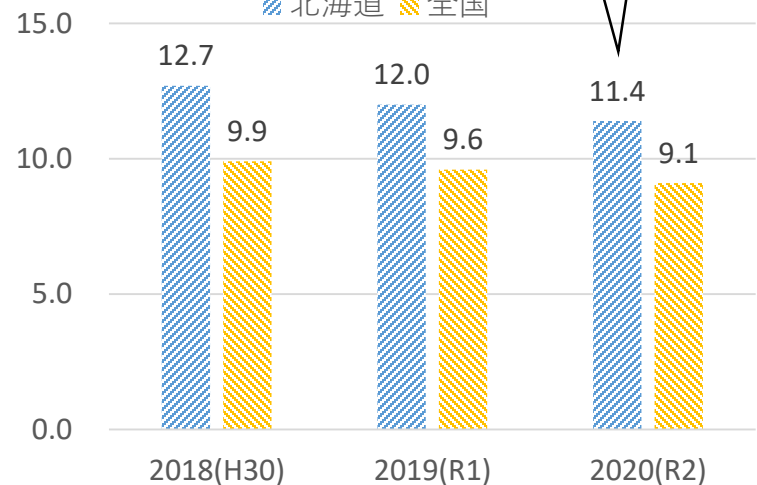
## 本道の特徴

- ・本道は広域分散型の地域構造であるため、**運輸部門の排出量が全国に比べ多い**。
- ・本道は積雪寒冷地で、冬季の暖房による化石燃料の利用により、**家庭部門の排出量も全国に比べ多い**。
- ・一人あたりの排出量が全国と**比べ多い**。

## 部門別の排出量



## 一人当たりの温室効果ガス排出量 (t-CO<sub>2</sub>/人)



## 1 改正のポイント

## 2 条例の内容

- 第1章 総則
- 第2章 ゼロカーボン北海道推進計画等
- 第3章 事業活動に関する地球温暖化対策
- 第4章 交通に関する地球温暖化対策
- 第5章 機械器具に関する地球温暖化対策
- 第6章 建築物に関する地球温暖化対策
- 第7章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策
- 第8章 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等
- 第9章 気候変動適応に関する施策
- 第10章 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等
- 第11章 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等
- 第12章 温室効果ガスの排出の量の削減に向けたライフスタイル等の転換
- 第13章 雑則

# 2 条例の内容

## 第1章 総則

## 第2章 ゼロカーボン北海道推進計画等

### 主な規定

### 規定の要旨

#### 目的

ゼロカーボン北海道の実現に関し、道の責務を明らかにするとともに、基本的施策を規定し、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することで、健康で文化的な生活の確保・福祉に寄与することを目的とする。

#### 定義

「ゼロカーボン北海道」など、この条例で使用する用語の意義について定義する。

#### 基本理念

ゼロカーボン北海道を実現するための取組を推進するに当たり、基本的な考え方について定める。

#### 関係者の責務

ゼロカーボン北海道の実現のために、道、事業者、道民、観光旅行者等がそれぞれ果たすべき役割を定める。

①

#### 議会への報告

毎年、議会にゼロカーボン北海道の実現のため実施した施策を報告することについて定める。

#### ゼロカーボン北海道推進計画

ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、ゼロカーボン北海道推進計画を定めなければならないことについて定める。

#### ① 事業者・道民の責務

- ・ゼロカーボン北海道への理解を深める
  - ・事業活動や日常生活での温室効果ガス排出削減の努力
  - ・国・道・市町村が実施する取組に協力
- 【排出削減に係る取組の例】**
- ・事業活動や日常生活での温室効果ガス排出量の把握
  - ・省エネの実施や再エネの導入
  - ・エコドライブやアイドリングストップの励行 など

#### ① 観光旅行者等<sup>(※)</sup>の責務

＜これまでの“協力、から”責務、に拡充＞

- ・道内における温室効果ガス排出削減の努力
- ・国・道・市町村が実施する取組に協力

※観光旅行者等には、余暇活動やビジネス等のため一時的に道内に滞在する方全てを含みます。



#### 【排出削減に係る取組の例】

- ・宿泊中の節電、冷暖房の適切な調節
- ・マイボトル・エコバッグの利用
- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・エコドライブやアイドリングストップの励行 など

## 主な規定

事業者の排出量  
把握・削減

カーボン・オフ  
セットの促進

事業者温室効果ガ  
ス排出量削減等計  
画書・実績報告書

事業者排出量簡易  
報告書

## 規定の要旨

排出量の把握、省エネルギーの推進等、排出削減に資する措置の努力について定める。

排出量の削減が困難な場合に温室効果ガスの削減活動の実施やクレジットの購入等により埋め合わせるカーボン・オフセットを行うことを求める努力について定める。

特定事業者について、事業者温室効果ガス削減等計画書及び事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の作成・、それらの公表について定める。

特定事業者以外の事業者について、自主的な取組を進めていただくため、事業者排出量簡易報告書の作成・提出、それらの公表などについて定める。

## 事業者温室効果ガス削減等計画書・実績報告書

事業活動で多くの温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書と実績報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

### ■ 特定事業者（提出を求めている事業者）

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

省エネルギー法<sup>(※1)</sup>に基づく特定連鎖化事業者で、道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

道内において温暖化対策推進法<sup>(※2)</sup>施行令第5条第10号から第16号までの事業者<sup>(※3)</sup>で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上かつ二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

自動車運送事業者であって、道内に登録する前年度の末日の自動車の総数が次に該当する事業者

トラック：100台以上  
バス：100台以上  
タクシー：150台以上

〔 条例改正により  
規模要件が拡大 〕

- ※1：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ※2：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）
- ※3：廃棄物焼却施設や下水終末処理場の設置者など

## ■ 提出内容

削減等計画書	実績報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出量削減の取組の計画期間(※4)</li> <li>○ 基準年度(※5)における温室効果ガスの排出量</li> <li>○ 排出原単位、原単位に用いた指標、指標の考え方(※6)</li> <li>● 排出量の削減目標、実施する措置の内容</li> <li>● 再エネの導入目標、実施する措置の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止を図るために取り組む内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温室効果ガスの排出量、排出原単位</li> <li>● 排出量の削減実績、取組の内容</li> <li>● 再エネの導入実績、取組の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容</li> </ul>

※ ● 条例改正による追加項目

※4：提出する日の属する年度から3か年度

※5：計画期間における初年度の前年度又は前々年度（事業者の方々が選択してください）

※6：事業内容により単一の原単位の設定が難しく、複数の重み付け合算により原単位を設定した場合の考え方

## ■ 提出時期

- ・削減等計画書：計画期間（3年間）の初年度の**7月末日**まで
- ・実績報告書：取組を実施した翌年度の**7月末日**まで

(※ ● 条例改正により提出時期が変更)

(※ 令和5年度においては、削減等計画書・実績報告書共に、**10月1日まで**提出)

事項	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
取組の実施期間	←-----→←-----→←-----→←-----→←-----→				
削減等計画書の提出	○ ※ R5~7の計画の場合 は10月1日まで	○ R 6~8の計画 7月末日まで	↓ 計画期間：3年間	↓	○ R 9~11の計画7月末日まで
実績報告書の提出	○ ※ R4年度の実績の場合 は10月1日まで		○ R 6年度実績 7月末日まで	○ R 7年度実績 7月末日まで	○ R 8年度実績 7月末日まで

## ■ 提出のお願い

- ・今年度の提出時期は10月1日までとなっております。
- ・対象となる事業者の皆様におかれては期限までの提出についてよろしくお願いいたします。

**事業者温室効果ガス削減等計画書・計画実績報告書については、北海道電子申請サービスによりweb上で作成・提出が可能。**

## 事業者排出量簡易報告書の新設

特定事業者以外の事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、自主的な取組を促進するため、任意で簡易な排出量報告制度を創設しました。提出いただいた報告書は知事が公表<sup>(※)</sup>します。(※ 事業者名を匿名とすることができます)

### ■ 簡易報告書の特徴

- ・ エネルギーの種類（電気、ガソリンなど）ごとの使用量を様式に入力するだけで、温室効果ガス排出量の計算が簡単  
にでき、取り組みやすい
- ・ 温室効果ガスの排出量の削減や再エネ導入のために実施した取組を任意で記載
- ・ 簡易報告書の公表にあたり、ご希望により事業者名を匿名とすることが選択可能

### ■ 簡易報告書の提出によるメリット

簡易報告書を提出した事業者の方々には、以下のようなメリットがあります。

- ・ 道の中小企業総合振興基金<sup>(※1)</sup>（ステップアップ貸付（ゼロカーボン））の融資対象
- ・ 道のホームページにてゼロカーボンの取組実績を紹介

※1：道内の中小企業者が、道内で事業を行う場合に必要な資金を低利で利用できる融資制度

さらに、ゼロカーボン・チャレンジャーに登録し簡易報告書を提出いただくことで、以下のメリットを受けることができます。

- ・ 令和5・6年度の道発注公共工事の競争入札参加資格で加点評価
- ・ 道が発注する公共工事の総合評価方式による落札者決定の際に加点評価
- ・ 金融機関での私募債発行時の金利優遇
- ・ 北海道信用保証協会にて保証料率の割引対象

### ■ 提出内容

- ・ 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量
- ・ 温室効果ガスの排出の量の削減又は再エネ導入のために実施した取組（任意記載項目）
- ・ 簡易報告書公表の際の匿名の希望有無



## 主な規定

## 規定の要旨

### 自動車の利用

(18、19、20)

- ・ 自家用車の使用に代えて、公共交通機関や自転車の利用努力について定める。
- ・ 従業員の通勤における自家用車の使用を抑制する取組の実施の努力について定める。
- ・ アイドリング・ストップの実施の努力について定める。

①

### 特定駐車場

(20)

- ・ 特定駐車場<sup>(※)</sup>の利用者にアイドリング・ストップを求める周知について定める。

※特定駐車場～車路等を除く駐車用の供する部分の面積500㎡以上の駐車場。（概ね40台以上）

### 次世代自動車の使用等

(20の2)

自動車を購入・使用する際に、次世代自動車<sup>(※)</sup>を選択する努力について定める。

※次世代自動車～HV（ハイブリッド）、PHEV（プラグインハイブリッド）、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等

### 自動車の地球温暖化防止性能情報の説明

(21)

自動車販売事業者による、新車販売時の地球温暖化防止性能<sup>(※)</sup>情報の顧客への説明等について定める。

※地球温暖化防止性能～① 温室効果ガスの排出量、② エネルギー消費効率、③ エアコンの冷媒の種類と使用量、④ リサイクルに関する情報

①

### 輸送の合理化

(21の2)

運輸事業者等による、共同配送等の輸送の合理化に努めることについて定める。

②

#### ① 自動車に関する取組

- ・ 自動車の利用について公共交通機関や自転車の利用促進による自家用車の使用を控えることや、アイドリング・ストップなどの運転時の取組を規定
- ・ 自動車の地球温暖化防止性能情報の説明  
自動車は長期に渡って使用されることから、新車の販売時に温暖化防止性能の高い自動車の情報提供を規定。

#### ② ゼロカーボン北海道に向けた輸送の合理化

- ・ 道内においては、広域分散の地域特性から運輸部門の排出量が全国と比べて多いことが課題。
- ・ このことから、運輸部門の排出量削減につなげるため、配送の共同化や空荷の抑制などの輸送の合理化を図る規定を新設。

## 主な規定

## 規定の要旨

排出量の少ない  
機械器具の購入 (22)

機械器具を購入・使用時には、排出量の少ないものを購入等する努力について定める。

特定機械器具の  
省エネルギー性  
能情報の表示 (23)

エネルギー消費の多い器具として定める特定機械器具を販売する事業者によるその器具の省エネルギー性能<sup>(※)</sup>情報の顧客への表示・説明について定める。

①

※省エネルギー性能～① 多段階評価点、②省エネルギーラベル、③年間の目安電気料金

## 特定機械器具の省エネ性能情報の表示・説明

特定機械器具販売事業者の方々は、陳列する特定機械器具に省エネ性能情報を表示いただくか、購入しようとする方に対し、省エネ性能情報の説明を行ってください。

### ■ 特定機械器具

- エアコンディショナー
  - テレビ
  - 冷蔵庫
  - ストーブ
  - 照明器具
  - 温水機器 (ガス、石油、電気)
- (※ ● 条例改正による追加項目)

### ■ 特定機械器具販売事業者

特定機械器具を店舗で販売する事業者<sup>(※)</sup>

※：条例改正により特定機械器具の台数の要件がなくなりました。



統一省エネルギーラベルの例

※表示する場合は、統一省エネルギーラベル<sup>(※)</sup>を使用するなど、見やすい位置に表示してください。

※：特定機械器具の種類により異なります

## ① 特定機械器具の追加

道内においては、家庭部門の排出量が全国に比べて多く、取組を強化するため、家庭でのエネルギー使用量が多い機器を特定機械器具に追加。

※追加項目の省エネ性能情報の表示・説明は令和5年10月1日から実施。

## 建築物環境配慮計画書・工事完了届出書

一定規模以上の建築物の新築・改築・増築を行おうとする方（特定建築主）を対象に、当該建築物における省エネ対策等について計画的に取組を実施していただくため、建築物環境配慮計画書と工事完了届出書の提出を求めています。提出された計画書と届出書は公表します。

### ■一定規模以上の建築物の新築・改築・増築

床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を新築する場合

・改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上  
・床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で改築に係る床面積の合計が2分の1以上の場合

増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合

※一定規模以上の建築物の屋根・壁・空調設備等の修繕・改修等は、建築物環境配慮計画書の提出を要しないこととしました。  
※上記条件に該当しない建築物の新築・改築・増築の場合においても、環境配慮計画書を提出することができます。

### ■計画書・届出書の記載事項

環境配慮計画書	工事完了届出書
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の概要（用途、構造、床面積の合計など）</li> <li>○ 工事着手及び完了予定年月日</li> <li>● 再エネ導入のための措置</li> <li>● 地域材の利用の有無</li> <li>○ 熱の損失防止のための措置の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のための措置の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の名称、所在地</li> <li>○ 工事完了年月日</li> </ul>

※●条例改正による追加項目

### ■提出時期

- ・環境配慮計画書：工事着手の予定日から起算して**21日前**まで
- ・工事完了届出書：工事完了後**15日以内**

※建築物の環境配慮計画書に関する改正事項は令和5年10月1日から施行

10月1日以降に着工する建築物については、10月1日以前に提出する場合にあっても新規定により計画書を提出してください。

### ■留意事項

建築物環境配慮計画書に記載した内容を変更する場合には、変更後の計画書を提出する必要があります。

**建築物環境配慮計画書については、北海道電子申請サービスによりweb上で作成・提出が可能。**

## 再生可能エネルギー計画書・達成状況等報告書

小売電気事業者に対し、再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大を図るため、再エネ計画書と達成状況報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。

### ■対象事業者

北海道内でエネルギーを供給している小売電気事業者

※これまで対象事業者としていた一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者は、離島や特定の対象など顧客が限定されていることから条例改正により対象者から除外。

### ■提出内容

再エネ計画書	達成状況等報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再エネ供給量の拡大に関する目標、目標達成のための基本方針、実施する取組の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のために取り組む内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再エネ供給量の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき実施した取組の内容</li> <li>○ その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達した電気の電源構成</li> <li>● 道内の再エネにより発電された電気の調達量</li> </ul> </li> </ul>

※ ● 条例改正による追加項目

### ■提出時期

- ・再エネ計画書 : 措置を実施した翌年度の7月末日<sup>(※)</sup>まで ※ 条例改正により提出時期が変更
- ・達成状況等報告書 : 措置を実施した翌年度の7月末日<sup>(※)</sup>まで (令和5年度においては、10月1日まで提出)

### ■留意事項

再エネ計画書に記載した内容を変更する場合には、変更後の計画書を提出する必要があります。

再生可能エネルギー計画書及び再生可能エネルギー計画達成状況報告書については、北海道電子申請サービスによりweb上で作成・提出が可能。

# 第12章 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換

## 主な規定

## 規定の要旨

道民による排出量の把握・削減  
(41)

道民が日常生活で排出する温室効果ガスの量を把握し、衣食住における自らの行動を不断に見直し、節電や食品ロスの削減など行動変容に自ら取り組むことができるよう、普及啓発について定める。

①

行事・催し物等における取組の促進  
(42)

行事・催し物の開催において排出削減の取組を進めていくには、主催者だけでなく参加者にも取り組んでもらう必要があることから、その協力について定める。

地産地消の推進  
(43)

原材料や製品の輸送距離の短縮化に係る排出削減に貢献するとともに、農林水産業や地域の振興にも寄与することから、積極的な地産地消の推進について定める。

環境物品等の購入の促進  
(44)

様々な物品・サービスの利用に当たり、温室効果ガス排出量の少ないものや環境負荷の少ない製品の選択の推進について定める。

廃棄物の発生抑制  
(45)

廃棄物の処理に伴い生じる温室効果ガスの排出を削減するため、廃棄物の発生抑制や使用済物品の再使用、分別回収、廃棄物の再生利用の推進について定める。

冷暖房時の温度  
(46)

冷暖房に関するエネルギー消費量を削減するため、住居や事業所において適切な温度に保つとともに、従業員に当該室温に応じた働きやすい服装を促すなどの配慮について定める。

①

### 道民の温室効果ガス排出量削減等の取組

家庭部門の温室効果ガス排出量が全国と比べて高いことから、ゼロカーボンの必要性の理解を進め、具体的行動に結びつけていくことが重要であり、この取組を一層進めていくため、道民の日常生活における取組に関する規定を拡充する。